# 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 (抜粋)

平成28年4月

東京電力ホールディングス株式会社

### 第4章 緊急事態応急対策等の実施

#### 第1節 通報及び連絡

## 1. 通報の実施

(1)原子力防災管理者は、発電所における別表2-2の事象の発生について連絡を受け、 又は自ら発見したときは、様式7-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内 閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一斉に送信する。別表2-2に定める事象を経ずに別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。 さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対 してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシ ミリを送信した旨を連絡する。

なお、原子力防災管理者は、発電所外(発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、輸入新燃料等)に限る。)における別表2-2又は別表2-3に定める事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-3に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

(2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第1 0条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、 福島県知事、大熊町長及び双葉町長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお,原子力防災管理者は,事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合,その旨を内閣総理大臣,原子力規制委員会,国土交通大臣,当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び

市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

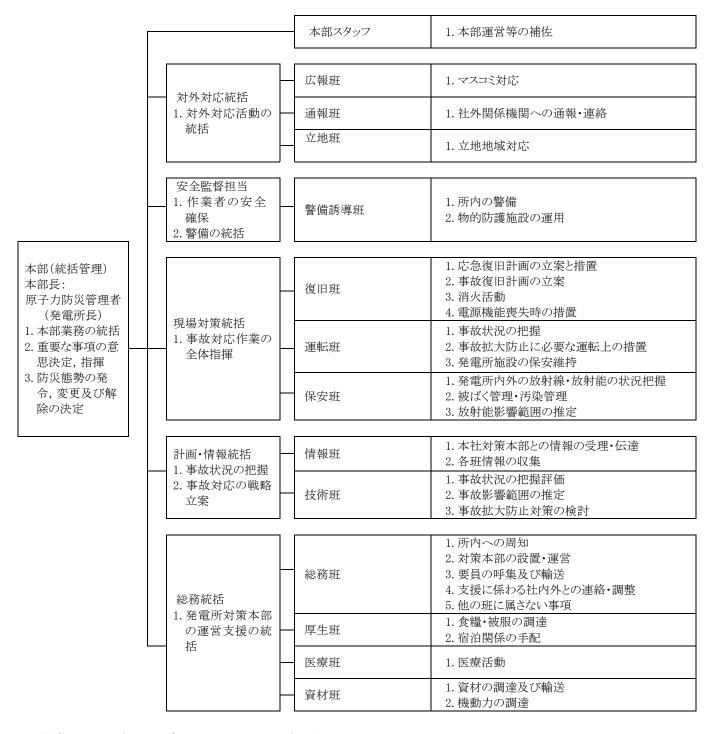
#### 2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1)原子力防災管理者は,前項の通報を行った場合,この計画第2章第1節1.「態勢の 区分」に基づき,緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、SPD Sのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の 発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡する。
- (4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に緊急時態勢を発令する。
- (5)原子力防災管理者及び本社対策本部総務統括は,原子力防災要員等を非常召集する。
- (6)原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり原子力災害対策活動を開始する。
- (7)発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策 所、本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子 力規制庁、オフサイトセンターを接続する。

### 3. 情報の収集と提供

- (1)発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項 を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括及び担当に報告する。 各統括及び担当は情報の取り纏めを行うとともに発電所対策本部長に報告する。
  - ① 事故の発生時刻及び場所
  - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
  - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
  - ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
  - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況

## 別図2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌



#### ※組織にはICS(インシデントコマンドシステム)を取り入れており

- 1, 各階層における監督人員は3~7名以内 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみ
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない 4, 組織は必要に応じ活動単位毎に拡大・縮小を行える

## 別図2-2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

	官庁連絡班	1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 官庁への情報提供と質問対応
対外対応統括 1. 対外対応活動の 統括  計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報,事故進展評価などの統括	広報班	1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応(プレス文, QA作成含む)
	立地班	1. 発電所の立地地域対応の支援 2. 自治体・OFCへの情報提供
		3. 自治体・OFCからの要望対応
	保安班	1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援
	計画班	1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援
IM OC -> WEITH	情報班	1. 事故状況, 対応状況の把握 2. 本社対策本部内での情報共有・一元管理
復旧統括 1. 発電所事故対応 作業の支援統括	復旧班	1. 発電所の復旧方法の検討・立案, 発電所への助言
	1	
	通信班	1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保
総務統括 - 1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括	総務班	1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保
	厚生班	1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の 手配 2. 発電所復旧要員の食料・被服の調達支援, 宿泊 の手配支援 3. 現地医療体制整備支援
	資材班	1. 発電所の復旧活動に必要な資機材の調達, 適 切な箇所への搬送
支援統括 1. 発電所の復旧に	後方支援拠点班	<ol> <li>原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・ 運営</li> <li>同拠点における社外関係機関(自衛隊,消防, 警察等)との情報連絡</li> </ol>
1. 光電所の復旧に 向けた支援拠点 や支援の受入の 統括	支援受入調整班	1. 官庁(自衛隊, 消防, 警察等)への支援要請, 調 整の窓口
	電力支援受入班	1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整

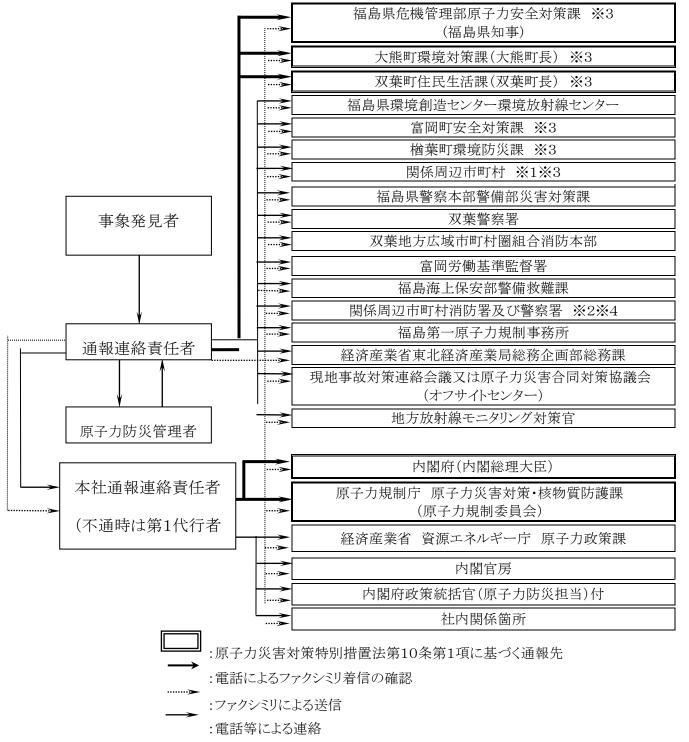
2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整

## ※組織にはICS(インシデントコマンドシステム)を取り入れており

本部(統括管理) 本部長:社長 1.発電所の重な 決定事項の確認 2.原子力規制委 員,原子力規制 庁審議官等との 間で重要な事項 に関する協議, 意思決定

- 1, 各階層における監督人員は3~7名以内 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみ
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない 4, 組織は必要に応じ活動単位毎に拡大・縮小を行える

別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路



※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯舘村

※2:いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部

南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部

田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 內鄉消防署

※3:ファクシミリ,電話等による通信手段が遮断された場合は,衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4:メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/11) 対象号機は略称内に()で示す。

EAL番号	SE01	BWR
EAL略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	量を測定し1時間あたりの数値に換算し	(2 分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線 て得た数値が 5 μ Sv/h 以上の放射線量を検出する 当する場合は,当該数値は検出されなかったこととす
	I -	
	値が 5μSv/hを下回っている場合	間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数
	測定設備の数値が 1μ Sv/h 以上である	5µSv/h を下回っている場合において,当該放射線ときは,当該放射線測定設備における放射線量と原いて,中性子線が検出されないことが明らかになる
	までの間,中性子線測定用可般式測定 た数値が,5 µ Sv/h 以上のものとなって	器により測定した中性子の放射線量とを合計して得いるとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は
	検出されなかったこととする。 (a)検出された放射線量から最近三かり 値が 5 μ Sv/h を下回っている場合	目間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数
事業者解釈	射線測定設備をいう。	子力事業者防災業務計画別図により配置された放
	は、そのデジタル値の間隔(2分以内)	
	出された放射線量から最近三か月間 が 5μSv/h 以上の放射線量を検出し	「認められない」とは、放射線測定設備において、検 に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値 したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニ 作していないか、又は指示値が有意に変化していな
		告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場
	<ul><li>a. プラントが SE, GE の状態ではないこ</li><li>b. 通報事象等規則第3条の2により,</li><li>c. 放射線測定設備の指示上昇の原因</li></ul>	報告するものであること。
	エリアモニタの警報が動作していない	おいて,原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定か,又は指示値が有意に変化していないことを確認
	均値を算出して設定する。	〇平均値」は晴天・雨天を問わず至近三か月間の平
規制庁解説		電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報付近において定める基準については,『バックグラウ時5マイクロシーベルト』とする。

## 特定事象発生通報 (原子炉施設)

平成 年 月 日

内閣総理大臣,原子力規制委員会,福島県知事,大熊町長,双葉町長 殿

第 10 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき 通報します

<b>迪</b> 報	します。					
原子力 び場所	事業所の名称及	及 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22				
特定事	事象の発生箇所	福島第一原子力発電所  号機				
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)				
 発生し	特定事象の種類	SE01~06 放射線量等の検出SE41 原子炉格納容器機能の異常SE21 冷却材漏えいSE42 障壁の喪失SE22 注水機能喪失SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置使用SE23 残留熱除去機能喪失SE51 原子炉制御室等に関する異常SE25, SE26 交流電源喪失SE52 通信設備異常SE27 直流電源喪失(部分喪失)SE53 火災又は溢水の発生SE29 停止中原子炉に関する異常SE55 外的な事象による影響SE30 燃料プールに関する異常(5,6 号機)SE31 燃料プールに関する異常(1~4 号機)				
特定	想定される原因	故障,誤操作,漏えい,火災,爆発,地震,調査中,   その他				
た特定事象の概要	検出された放射 線量の状況,検 出された放射性 物質の状況又は 主な施設・設備 等の状態等	(要求信号/有・無,成功,一部失敗,全台失敗) 排気筒放射線モニタの指示値(排気筒名: )				
その他特定事象の把握 に参考となる情報						